

令和2年3月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年3月31日(火曜日)午後1時30分～

2. 場 所 生涯学習館2階 学習室

3. 出席委員 15名

1番	吉永 義量	2番	貞廣 誠也	3番	石崎 久雄
4番	川田 忠宏	5番	関川 裕二	6番	岡村 俊彰
7番	清藤 紀嘉	8番	高松 敏子	9番	佐藤 幸男
10番	松本 博典	11番	松本 勇		
13番	岡村 博	14番	小松 典正		
		17番	吉永 まり子	18番	山崎 一義

4. 欠席委員 3名

5. 事務局

事務局長	岡村 昭
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(受付番号16～25)

議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請	1件
議案第4号	あっせん申し出について	1件
議案第5号	非農地証明願	1件
議案第6号	農用地区域変更協議内容一覧表	8件
議案第7号	その他	

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 ただいまから 3 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名であります。欠席者は 2 名です。出席委員 16 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は清藤紀嘉委員と松本勇委員にお願いします。

議 長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 16～25）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 10 件の利用権設定の案件が出ています。

受付番号 16 番ですが、大字和食字和田ノ丸 乙 181 番で地目は田、面積は 1,020 m²、乙 188 番で地目は田、面積は 1,447 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は R2 年 3 月 1 日から R7 年 2 月 28 日までの 5 年です。作付けは米です。賃借料は無償です。場所については別紙図面①のとおりです。

受付番号 17 番ですが、大字馬ノ上字池ノ畦 3955 番 1 で地目は田、面積は 1,818 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は R2 年 3 月 1 日から R12 年 3 月 31 日までの 10 年です。作付けは しきみ です。賃借料は無償です。場所については別紙図面②のとおりです。

受付番号 18 番ですが、大字馬ノ上字池ノ畦 3955 番 2 で地目は田、面積は 1,633 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は R2 年 3 月 1 日から R12 年 3 月 31 日までの 10 年です。作付けは しきみ です。賃借料は無償です。場所については別紙図面③のとおりです。

受付番号 19 番ですが、大字和食字古城前西ノ平 甲 5837 番で地目は田、面積は 2,374 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は R2 年 3 月 16 日から R3 年 3 月 15 日までの 1 年です。作付けは米です。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面④のとおりです。

受付番号 20 番ですが、大字和食字藤田 甲 5239 番で地目は田、面積は 1,117 m²、甲 5240 番で地目は田、面積は 1,269 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は R2 年 1 月 1 日から R6 年 12 月 31 日までの 5 年です。作付けはショウガです。賃借料は 1 反当り 2 俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

受付番号21番ですが、大字馬ノ上字西ノ平 1867番1で地目は田、面積は945㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はR2年1月1日からR16年12月31日までの15年です。作付けはミカンです。賃借料は無償です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号22番ですが、大字馬ノ上字踊堂 1095番で地目は田、面積は607㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はR2年4月1日からR7年3月31日までの5年です。作付けは水稻です。賃借料は5,000円です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

受付番号23番ですが、大字西分字横耳 甲5892番で地目は田、面積は1,504㎡、甲5893番で地目は田、面積は495㎡、甲5894番で地目は田、面積は1,093㎡、甲5895番で地目は田、面積は492㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はR2年4月1日からR22年3月31日までの20年です。作付けはナスです。賃借料は30,000円です。場所については別紙図面⑧のとおりです。

受付番号24番ですが、大字馬ノ上字鋸屋敷 631番1で地目は畑、面積は662㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はR2年4月1日からR12年3月31日までの10年です。作付けは稲です。賃借料は5,000円です。場所については別紙図面⑨のとおりです。

受付番号25番ですが、大字和食字高山西ノ平 甲5774番で地目は田、面積は1,522㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はR1年8月2日からR11年8月1日までの10年です。作付けはピーマンです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑩のとおりです。

説明しました10件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定10件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 　　いずれも適正である旨村長へ答申することになります。

議 長 　　続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 7 土地の所在は大字和食字古城之巽 甲 4393 番、地目は田で、転用面積は 221 ㎡、甲 4395 番、地目は田で、転用面積は 280 ㎡、字北葛谷 甲 4452 番、地目は田で、転用面積は 472 ㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。申請地は別紙のとおりです。昨日に松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号 7 は売買による所有権移転です。

議 長 　　事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 　　それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 　　それでは第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 　　続きまして第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 3 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 8 土地の所在は大字西分字吉井宇賀屋敷 甲 4314 番、地目は畑で、転用面積は 203 ㎡ です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 です。転用目的は、駐車場を建設することです。昨日に岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 　　事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 4 号議案 あっせん申し出について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 4 号議案 あっせん申し出について説明します。
受付番号 2 2 月 25 日に地権者 ○○ さんより、大字和食字中千原 甲 4710 番地、地目 田、面積 854 m²、甲 4711 番地、地目 田、面積 1,949 m²の土地を売りたいと申し出がありました。売りたい理由としては、自分たちでは耕作予定がないためとのことです。単価については 4,000 円/坪 をお願いしたいとのことです。

この 1 件の農地のあっせんをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。第 4 号議案について皆さんの意見を求めます。

議 長 隣接の方で、東側の方は農業されていますか。

貞廣委員 農業はやっていない方です。

議 長 では、西側の方の部落担当委員である山崎委員と西笛委員にお願いしたいと思います。

山崎委員 わかりました。

議 長 それではこの件については、山崎委員と西笛委員をお願いします。

議 長 続きまして第 5 号議案 非農地証明願について議題とします。この件につ

いて事務局より説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願について説明いたします。

受付番号22 申請人は〇〇 さんです。土地の所在は大字和食字中尾 乙1052番ニ、地目は台帳 田、現況 山林で面積は257㎡、乙1052番ホ、地目は台帳 田、現況 山林で面積は221㎡、字細ケ谷 乙1055番、地目は台帳 田、現況 山林で面積は647㎡、字古屋谷 乙1061番イ、地目は台帳 田、現況 山林で面積は119㎡、乙1061番ニ、地目は台帳 田、現況 山林で面積は363㎡、乙1495番13、地目は台帳 田、現況 山林で面積は300㎡、乙1495番15、地目は台帳 田、現況 山林で面積は740㎡、字見渡 乙1063番2、地目は台帳 田、現況 山林で面積は261㎡、字笹ケ森 乙1069番1、地目は台帳 畑、現況 原野で面積は297㎡、乙1077番、地目は台帳 畑、現況 原野で面積は366㎡、乙1078番、地目は台帳 畑、現況 原野で面積は330㎡、乙1498番イ、地目は台帳 畑、現況 原野で面積は119㎡、乙1498番3、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は66㎡、乙1498番4、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は89㎡、乙1074番、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は188㎡、字大久保 乙1099番ハ、地目は台帳 田、現況 山林で面積は89㎡、乙1099番ホ、地目は台帳 田、現況 山林で面積は393㎡、乙1099番ニ-イ、地目は台帳 田、現況 山林で面積は733㎡、乙1099番ヲ、地目は台帳 田、現況 山林で面積は426㎡、乙1099番ワ、地目は台帳 田、現況 山林で面積は132㎡、字細サコ 乙1123番、地目は台帳 田、現況 山林で面積は380㎡、字石ケ休場 乙1137番1、地目は台帳 田、現況 山林で面積は763㎡、字中枝 丙293番43、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は271㎡です。申請理由は、時代の変化とともに農業や耕作方法も牛から機械に変わった。大型機械化により耕作できない不便な土地は作付けをやめていった。又、自然災害や鳥獣被害による用水路の損壊により水の確保が出来ない農地も作付けをやめた。水路の修復は困難である。耕作、作付けをやめた土地は原野化、山林化している。現状は、農地ではなくなっているとのことです。

昨日に松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

議長

事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

松本委員

現況は山林化しており周囲も山林化しており影響もないと考え許可することに問題ないと考えます。また、現況が原野化している箇所も水の確保が出来ず農地を存続していくことは難しいと考えます。

議 長 それではお謀りします。第 5 号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 5 号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第 6 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 6 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。

整理番号 1 除外申請地の所在は大字西分字平内畑 甲 6164 番、地目は田で転用面積は 1,734 m²、申請者は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は第 2 種農地と判断します。

昨日に岡村博委員、小松典正委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 2 除外申請地の所在は大字西分字善馬 甲 6196 番 1、地目は田で転用面積は 954 m²、譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は第 3 種農地と判断します。

昨日に岡村博委員、小松典正委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 3 除外申請地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 118 番、地目は田で転用面積は 426 m²、乙 126 番 地目は田で転用面積は 409 m²、譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は第 2 種農地と判断します。昨日に松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 4 除外申請地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 116 番、地目は畑で転用面積は 333 m²、乙 119 番 地目は田で転用面積は 386 m² です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は第 2 種農地と判断します。

昨日に松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 5 除外申請地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 117 番イ、地目は畑で転用面積は 109 m²、乙 117 番ロ 地目は畑 で転用面積は 234 m² です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第 2 種農地と判断します。

昨日に松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 6 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松ノ平 1699 番 1、地目は田で転用面積は 711 m² です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第 2 種農地と判断しま

す。

昨日に吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号7 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松ノ平 1699 番 2、地目は田で転用面積は 553 m² です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。

昨日に吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号8 除外申請地の所在は大字馬ノ上字西ノ平 1689 番、地目は畑で転用面積は 2,915 m² です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。

昨日に吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

松本委員 受付番号3・4・5の申請地は、以前に申請していたが不備があり一旦取り下げて再度提出してきたものであり問題はないと考えます。

吉永委員 受付番号6・7も同じで問題ないと考えます。また、受付番号8についても受付番号6・7の隣接地であり周囲の農地への影響もなく問題ないと考えます。

小松委員 受付番号2の周囲の農地への影響が心配されますが・・・。

事務局 転用時には隣接農地へ同意を貰うようになっていることと、太陽光設置に対しての電磁波等の影響は少なく、土砂災害の危険もない場所であるので問題ないと考えます。

議 長 地区委員の発言が終わりました。他に質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第6号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更についての8件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 6 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更については 8 件全て許可いたします。

議 長 続きますして第 7 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 3 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 30 分)

議事録署名委員

高松 敏子

議事録署名委員

佐藤 幸男
